

橿原市デマンド交通システム実証導入業務委託 **公募型プロポーザル実施要領**

1. 趣旨

橿原市が発注する「橿原市デマンド交通システム実証導入業務委託」について、地域住民の交通不便の解消業務の履行には豊富な経験と柔軟な発想を要することから、公募により最適な受注候補者をため厳正かつ公正に特定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 委託業務の概要

業務名	橿原市デマンド交通システム実証導入業務委託
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年2月13日（金）まで
履行場所	橿原市飯高町地内 他 ※実証運行の想定エリアは、仕様書別紙2「運行エリア図」によること。
契約内容	別紙 橿原市デマンド交通システム実証導入業務委託仕様書（案）のとおり
契約保証金	橿原市契約規則による
支 払	業務完了後一括支払い
契約条項	契約書及び橿原市契約規則による
見積限度額	5, 846, 000円（消費税相当額を含む） 上記価格に、イニシャルコスト及びランニングコスト（3か月分）を含み、本業務指定の業務見積書にて業務価格を見積もること。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、参加表明書提出日を基準とする。

- （1）国土交通省発足の『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム』におけるパートナー企業等として登録があり、その特にアピールしたい提供中のソリューションとして「AI オンデマンド、マッチングシステム」を挙げている者
- （2）国税を滞納していない者
- （3）（事業所が橿原市にある場合）橿原市税を滞納していない者
- （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと。
- （5）次のいずれにも該当しない者

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 過去10年以内において、本業務と同種・類似の業務実績を保持し、導入にかかる支援ノウハウを有する者
- (同種業務)
- ・デマンド交通システムの新規導入業務（対象運行エリアにおける、別のデマンド交通システムからの転換を除く）且つ、自主運営事業又は運行支援（本格又は実証）の実施業務
- (類似業務)
- ・デマンド交通システムの新規導入業務（対象運行エリアにおける、別のデマンド交通システムからの転換による）且つ、自主運営事業又は運行支援（本格又は実証）の実施業務
 - ・デマンド交通システムの新規導入業務のみ
- (7) 別に定める「仕様書別紙1 システム要件」において、必須機能とした全てのシステム要件の対応ができる者

4. スケジュール

手 順	期限等
公告日	令和7年 6月 9日（月）
参加表明書提出期限	令和7年 6月17日（火）正午まで
提案資格確認結果通知	令和7年 6月20日（金）
質疑書の提出期限	令和7年 6月24日（火）午後5時まで
質疑回答	令和7年 6月26日（木）
企画提案書の提出期限	令和7年 7月 3日（木）午後5時まで
ヒアリング実施	令和7年 7月中旬（予定）
評価結果通知書送付	令和7年 7月中旬（予定）
契約の締結、結果公表	令和7年 7月下旬（予定）

※ヒアリングの詳細な日程・会場等は、6月下旬に提案資格者に対して通知する。

5. 参加表明書の提出

(1) 提出期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月17日（火）正午まで

(2) 提出先

橿原市役所 都市デザイン部 都市計画課

(3) 提出書類

- ・（別紙1）提出書類一覧「1. 参加表明 提出書類一覧」の書類を提出すること。
- ・いずれも電子データ（PDF ファイル又は PDF ファイルをまとめた ZIP ファイル）にて作成すること（原本の提出は要さない）。

(4) 提出方法

- ・下記「橿原市デマンド交通システム実証導入業務委託公募型プロポーザル 参加表明書類

提出フォーム」にて、各提出書類をアップロードし送信すること。

- ・提出後の修正及び複数回の提出は不可とする。
- ・フォーム入力時に、事務担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）を入力すること（入力完了後、システムより受付確認メールが自動送信される）。
- ・当該提出方法による送信が困難である場合は、別途対応を行うため、都市計画課まで速やかに連絡すること。

樫原市デマンド交通システム実証導入業務委託
公募型プロポーザル 参加表明書類提出フォーム
URL : <https://logoform.jp/form/3a4j/1033711>

(5) 提案資格確認結果通知

- ・参加表明書提出者に対して、本プロポーザルの参加資格を確認したうえで、事務担当者メールアドレス宛に提案資格確認結果を通知する。
- ・提案資格を満たさない旨を通知された者は、説明請求書（様式2）により、都市計画課に対してその理由について説明を求めることができるものとする。

(6) 書類審査

- ・提案資格を有する者が5者を超える場合は、（別紙2）評価基準「1. 書類審査の評価基準」の審査項目について書類審査を行い、採点結果の上位5者程度を提案資格者として選定する。なお算出された評価点は小数点第1位までとする。

通知日時：令和7年6月20日（金）

6. 質疑及び回答

(1) 提出期間

令和7年6月20日（金）から令和7年6月24日（火）午後5時まで

(2) 提出先

樫原市役所 都市デザイン部 都市計画課

(3) 提出方法

- ・質疑書（様式3）に箇条書きで要旨を簡潔にまとめ、都市計画課宛てに電子メールで提出すること。なお、質疑のない場合も、質疑のない旨を電子メールにて連絡すること。
- ・質疑書の提出等を確認次第、都市計画課より確認の旨を電子メールにて返信する。この返信がない場合は、都市計画課宛てに電話連絡のうえ確認すること。

※当該提出方法以外の方法による質疑は受け付けないものとする。

(4) 質疑回答及び日時

- ・質疑に対する回答は、一括して質疑回答書として取りまとめ、全ての提案資格者の事務担当者メールアドレス宛に通知する。また、同時に樫原市ホームページにて公開するものとする。
- ・全ての提案資格者から質疑が無かった場合、質疑の無かった旨を通知する。
- ・質疑回答書には、質疑した事業者名は記載しない。
- ・提案資格の無いものからの質疑があった場合、当該質問には回答しない。

回答日時：令和7年6月26日（木）

7. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出期間

令和7年6月26日(木)から令和7年7月3日(木)午後5時まで

(2) 提出先

橿原市役所 都市デザイン部 都市計画課

(3) 提出書類

- ・(別紙1) 提出書類一覧「2. 企画提案 提出書類一覧」の書類を提出すること。
- ・いずれも電子データ(PDF ファイル)にて作成すること(原本の提出は要さない)

(4) 提出方法

- ・上記提出先への電子メールにて提出すること。なお、データ送信容量が15MBを超過する場合は、大容量データ送信サービス等を利用して提出して差し支えない。
- ・当該提出方法による送信が困難である場合は、別途対応を行うため、都市計画課まで速やかに連絡すること。
- ・提出期間を超過して送信されたものは受け付けないものとする。

8. 企画提案書等の審査及び評価

(1) 審査及び評価

- ・本プロポーザルの実施にあたり「橿原市デマンド交通システム実証導入業務委託 プロポーザル評価委員会」(以下、「評価委員会」という)を設置し、(別紙2) 評価基準に基づき審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

(2) ヒアリング

- ・提出を受けた企画提案書について、ヒアリング審査を実施する。
- ・審査は、(別紙2) 評価基準「2. 二次審査の評価基準」の各項目について評価委員会の委員が審査及び評価を行い、委員全員の平均点を評価点とする。なお算出された評価点は平均点の小数点第1位までとし、小数点第2位以下を四捨五入とする。
- ・ヒアリングに際しては、原則として配置予定の業務責任者が出席することとし、出席人数は3名以内とする。なお、業務実施体制調書(様式1-D)に記載された者以外は参加できないものとする。
- ・時間は1社あたり30分以内とし、うちプレゼンテーションの時間を最大20分、質疑応答の時間を10分程度とする。なお、提案内容その他を考慮し、時間を延長する場合がある。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、スクリーンを用いて説明できるものとする。この場合、パソコンは提案者にて持参すること。なお、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル、電源は発注者にて用意する。
- ・説明は、提出した提案書(副データ)に基づくものとし、追加提案の発表及び追加資料の配布は認めないものとする。
- ・システム操作画面(ユーザーアプリ、ドライバーアプリ、管理者画面)のデモンストレーションを行うこと。
- ・ヒアリングの日時・会場については、提案資格者に対して別途通知する(通知は6月下旬を予定)。

(3) 総合評価点の算出方法

- ・総合評価点(100点満点)

＝（書類審査評価点×0.2）＋（ヒアリング審査評価点×0.8）

なお算出された総合評価点は、小数第1位までとし、小数第2位以下を四捨五入する。

（4）最優秀提案者及び次点提案者の選定方法

- ・総合評価点の最高得点者を最優秀提案者、次点得点者を次点提案者として選定する。ただし、審査の総合評価点が60点に満たない場合は、選外とする。
- ・同じ得点の者がいる場合は、優先者を選定するための審査項目の優先順位は、（別紙2）評価基準の、[Ⅳ．企画提案]、[Ⅲ．デマンド交通システム]、[Ⅱ．実施方針]、[Ⅴ．プレゼンテーション]、[Ⅵ．見積書]、[Ⅰ．企業実績等]の得点順とする。なお、総合評価点及び各審査項目の評価点が全て同じ場合はくじ引きにより決定する。

（5）結果の公表

- ・審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後、市ホームページにて公表する。

9．契約候補者の特定

（1）契約候補者の特定及び通知

- ・企画提案書等の審査及び評価で選定された最優秀提案者を契約候補者と特定し、ヒアリングから7日以内に評価結果通知書を提案審査参加者に通知するものとする。

（2）契約締結交渉

- ・前項（1）により特定された者と契約締結の交渉を行うものとする。
- ・契約候補者との交渉が不調のときは、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

10．契約の不締結

契約候補者の特定後、契約締結までの間に次のいずれかに該当する事由があると認められた場合、契約を締結しないものとする。

ア 「3．参加資格」の要件を満たさないこととなったとき。

イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

11．その他の留意事項

- ・プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・書類の作成に用いる言語は日本語、及び通貨は日本円とする。
- ・企画提案書等の提出は、1者につき1件とする。
- ・業務の一部を再委託（再委託となった者が、更に第三者に委託（再々委託）する場合等も含む。）する場合においては、他の参加表明者を再委託先に選べないものとする。
- ・提出後の企画提案書等の修正または変更は原則として認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う必要が生じた場合は、速やかに市に報告しその指示を仰ぐこと。
- ・提出書類の取扱いは、次の通りとする。
 - ア 提出された書類の返却はしないものとする。
 - イ 本案件に係る樞原市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、提出書類を公開するものとする。ただし、同条例第6条に該当する場合は、その全部または一部を公開しないことができる。
- ・次に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 見積限度額を超えるもの。
- ウ 参加表明後の手続きにおいて、「３．参加資格」の要件を満たさないことが分かったもの。
またプロポーザル実施中に要件を満たさないこととなったもの。
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

12. 担当課・連絡先

〒634-0002 奈良県橿原市東竹田町1-1 （リサイクル館かしはら2階）

橿原市役所 都市デザイン部 都市計画課

TEL：0744-47-3549（直通） FAX：0744-20-1528

電子メール：tokei@city.kashihara.nara.jp